

◆ 「企業不祥事説明責任制度」 1 枚提案書

◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「企業不祥事説明責任制度」とは企業不祥事の記者会見と説明会に関するルールです。記者会見と説明会の開催を義務化し、企業の誠実な事実説明を促すものです。

◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在、企業不祥事の記者会見の実施は企業の任意である。
- 現在、企業不祥事の説明会の実施は企業の任意である。
- 現在、企業不祥事に関する企業と経営トップの説明責任は各企業の経営トップの意志に委ねられている。
- 企業が記者に対して不祥事に関する説明や取材回答を怠ることがある。
- 企業不祥事の記者会見で、経営トップが雲隠れして、最高権力者でない者が出席しているケースがある。
- 企業が被害者等に対する説明会において十分な説明を行わないことがある。

◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

企業不祥事発覚後の企業と経営トップに説明責任をきちんと果たさせる。

◆◆◆ 4.論理 ◆◆◆

企業不祥事の記者会見と説明会のルールをつくる。

↓↓↓

企業と経営トップはこのルールに従って説明責任を果たすようになる。

↓↓↓

企業不祥事における企業と経営トップの不誠実な対応が減少する。

◆◆◆ 5.構想 ◆◆◆

- 記者会見と説明会の開催基準を法律に定める。
- 記者会見と説明会を要求できる者、開催を決定する者を法律に定める。
- 記者会見と説明会の出席者(回答者)を法律に定める。
- 記者会見と説明会において企業側が述べることを法律に定める。
- 記者会見と説明会の開催方法について法律に定める。
- 会場入場者の振る舞いに関するルールを法律に定める。
- 記者会見と説明会を開催しやすくする行政の支援内容を法律に定める。
- 経営トップの逃亡防止策を法律に定める。

*** 署名のお願い ***

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしくお願いいたします。